

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年10月12日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年10月12日(水) 午前9時59分～午前11時54分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 副 部 会 長 森 美和子
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 豊 田 恵 理
中 崎 孝 彦
会 長 前 田 耕 一
副 会 長 岡 本 公 秀
- 4 欠席会員 部 会 長 服 部 孝 規
- 5 理 事 者 企 画 総 務 部 長 山 本 伸 治 人 事 情 報 室 長 草 川 吉 次
総 務 法 制 室 長 笠 井 武 洋
- 6 事 務 局 議 会 事 務 局 長 松 井 元 郎 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文
村 主 健 太 郎 新 山 さ お り
- 7 案 件
 1. 第42回検討部会の確認事項について
 2. 議会改革白書2016への掲載内容の確認について
 3. 議題
 - (1) 議会の情報化について
 - (2) 公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
 - (3) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
 - (4) 議決を要しない計画等への議会の意見反映について
 - (5) 公開内容の検討について
 - (6) 議会改革白書2016について
 - (7) タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
 - (8) 情報化についての意見交換
 4. その他
- 8 経 過 次のとおり

午前9時59分 開会

○副部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会改革推進会議第43回の検討部会を開会します。

部会長がきょうは体調不良のため、副部会長の森が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、1つ目として、第42回検討部会の確認事項について、事務局より説明いたさせます。
渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 第42回の確認事項でございます。

1つ目は、請願者の説明機会についてということで、これまで公聴会、参考人制度と合わせて請願者の説明機会について資料等をお示しして議論をしてきましたですけれども、前回につきましては、請願者によるその趣旨説明の県内の状況ということで、四日市、桑名、伊賀、伊勢、松阪、鳥羽、鈴鹿、こういったところが一部やっておるということで、その状況を説明させていただきました。それと、もし亀山市議会でこの趣旨説明を実施した場合の定例会の流れについて、締め切りがいつまで、どういった形で日程になるのかというあたりを、資料をもとにご説明させていただきました。

それから、もう一つが議会の情報化についてということでございますが、5月からタブレットの本格運用を開始いたしまして、ペーパーレス化を今後どうしていくんだというふうな議論に今入っております。そのような中で、今現時点では執行部はタブレットを導入しておりませんので、なかなか完全ペーパーレス化まではかなり時間がかかると思うんですが、できるところからやっということで、現在、まず事務局のほうが、執行部からいただく各種資料の部数を減らしております。

それに加えて、例えば本会議でも、当日限りで、もう見て終わってしまうような資料については削減できるんじゃないかというご提案もいただきましたので、前回、じゃあどういったものが該当するんだというようなことで、リストを上げさせていただきました。例えば議事日程であるとか、出席報告であるとか、例月出納検査報告であるとか、付託議案一覧、常任委員会の開催日程表、そういったもろもろのものの提案をさせていただきました。これについては、おおむねご了解いただきましたが、一応会派の意向も確認していただくということになっておりますので、本日、後ほど各会派の意見をお伺いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 説明で何かありますか。

（「なし」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。

では、次に進みます。

2項目めの、議会改革白書2016への掲載内容の確認について、事務局より説明をお願いします。
渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料1でございますが、まず議会運営委員会、9月26日に開催されましたわけですけれども、代表質問についてはこの検討部会でも議論をいただいております、この議論を議会運営委員会に委ねたところでございます。

その途中経過でございますが、3月、9月定例会の予算・決算の総括について代表質疑を行っているが、3月定例会については代表質疑を代表質問に変え、施政方針等に対する質問もできることとしたという決定事項でございます。これまで、3月、9月は予算・決算に関しての総括ということで、

代表質疑をやっておりましたが、3月につきましては代表質疑を代表質問にして、施政方針等に関する質問をできるようにすると。それで9月は、従来どおり総括の代表質疑を行うということ、ここまですべてを決定していただきました。したがって、3月のこれまでの代表質疑はもうなくなるということでございます。実際にその代表質問の運用につきましては、今後、来年の3月の定例会に間に合うように、議会運営委員会のほうで詳細を詰めていく予定でございます。

続きまして、2番目に予算決算委員会でございますが、予算決算委員会の質疑の時間等につきましては、昨年の9月の決算と、3月の予算、2回いろいろ時間等を改めて実施をしてきましたが、一応今回の9月、先般終わりましたですけれども、時間の決定事項といたしましては、各会派の代表1人が総括質疑を行う場合は、答弁を含め40分、個別質疑のみを行う場合は、答弁を含め30分で、総括質疑の中に個別質疑を含むことも可と。ただし、同じ委員が総括質疑を40分やって、また個別質疑を30分やるということは不可とすると。それから、2巡目の質疑は行わない。これを一応決定事項として9月実施したところでございます。以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 今の説明で何かありましたら、どうぞ。

（発言する者なし）

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。

じゃあ、議題に移りたいと思います。

まず、第1の議会の情報化について、先ほど少し室長も触れていただきましたが、会派の意向もきょうは聞いてきていただいていると思いますので、それも含めて、まず、資料の説明をしていただきたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料2-1、議会及び委員会資料のペーパーレス化についてということでございます。

前回の検討部会のときに、可能であろうと思われるものの一覧を上げさせていただきました。その中で、前回、検討部会として決めていただいた項目が、本会議では議事日程、出席報告書、例月出納検査結果報告書、それから閉会中の継続調査申出書、付託議案一覧、各常任委員会開催日程、各常任委員会審査報告書、それから委員会としては、予算決算委員会分科会分担表、これらは恐らくペーパー1枚、もしくは2枚で、その日のうちにもう必要なくなるものがございますので、これらについてペーパーレス化をして、タブレットのデータのみで行かせていただければどうかということで、各会派の意見を一度ご確認いただくことになっておりました。以上です。

○副部会長（森 美和子君） それでは、まず各会派で、この間、今言っていたような形で、事務局から少し言っていたいたんですけど、それ以外で何か各会派でこんなものも削減すればいいんじゃないかというようなものがありましたら、出していただきたいんですが。いかがですか。

ありませんか。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 新和会としましては、新たにペーパーレスで、この資料の2-1の項目、配付資料ということであるんですけど、とりあえずはペーパーレス化するのはこの程度でいいんじゃないかと。新たに新和会でペーパーレス化するものはないということです。

○副部会長（森 美和子君） ほかに。

(発言する者なし)

○副部長(森 美和子君) よろしいですか。

とりあえず、今資料2-1で提出していただいたことを、まずペーパーレス化に向けて動いてみると。それで、もしその後ありましたら、また検討部会で検討していくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○副部長(森 美和子君) わかりました。

次の2番の公聴会制度及び参考人制度についてと請願者の説明機会について、説明をお願いします。村主さん。

○議会議務局員(村主健太郎君) それでは、公聴会・参考人制度となっておりますが、これまで請願者の説明機会ということを中心に上げてまいりまして、本日は請願者の説明機会は、元来、自治法に位置づけられた参考人制度に基づいて行うものであることから、これまでの提出させていただいた要綱や定例会の流れの案を踏まえて、参考人制度について再度確認させていただくために申し合わせを作成いたしましたので、こちらのほうに基づいて説明をさせていただきます。

資料3-1、3-2をごらんください。

3-2は、7月12日の検討部会で提出をさせていただいております参考人招致の手続について要綱化したものです。

ここでは、会議規則と委員会条例に定めている大まかなこと以外に、参考人を実際に本会議や委員会で呼ぼうとした場合の対外的な手続、表面的な部分しか規定しておりませんので、あくまで5条立ての簡素なものになっておりました。これではなかなか制度のイメージがしづらいと思われるので、今回、参考人招致の手続に関する申し合わせ(案)というのを調製いたしました。資料3-1です。

こちらについて、ちょっとかいつまんで説明をさせていただきますと、この申し合わせは要綱の下位に位置づけるものでございまして、実務運用上はこれに沿ってやっていくことになると思います。流れをちょっと示しております。

全体の流れとして示しております、例えば第2条、参考人制度の適用ということで、確認的にですけれども、自治法どおりに「第2条 市の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、本会議又は委員会において、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる」、これはもう法律どおりの規定でございます。

3条には、実際に本会議で参考人の出席を求めようとした場合にどのような形になるかということが書いてあります。第3条では、「本会議において参考人の出席を求めようとする議員は、次の事項について、事前に議長に申し出ることとする」ということで、あくまで本会議で、例えば特定の議案とか事案について参考人招致の手続をとってほしいという提案をしようとする議員さんが見えた場合には、事前に議長に申し出ていただくということといたします。ただ、緊急に参考人の出席を求める必要があるとか、緊急性の高い場合は、この限りでないとしております。

で、2項という形に、次の項ですけれども、議長に事前の申し出があったときは、速やかに議会運営委員会を開催しまして、出席をさせるかどうかということを経る時期を議会運営委員会として協議する必要が生じます。

3項、本会議における参考人の出席を求める提案は、議長発議によることとするということで、議

員お1人の方の提案であったとしても、本会議においては議会運営委員会を踏まえて、議長発議により、この事案については参考人の出席を求めることとしますか、いかがですかというような採決を諮ることになります。

4項で、本会議において参考人の出席を求める議決があったときは、また速やかに議会運営委員会を開催しまして、実際に参考人からどの場面で説明を受けるかとか、質疑の方法等について、議会運営委員会を開催して協議をいただくことといたします。

5項は、こちらのほうはもう要綱にもある手続でございますが、本会議で参考人の出席を求める議決があったときは、議長は参考人に日時等を通知するという手続で、こちらのほうは会議規則やこの要綱にも定めてございます。

6項は、通知を受けた者は、会議の出席の諾否を議会事務局に連絡していただくという形になっております。

続きまして、4条は、委員会の場合の参考人の出席を求める提案から決定までの流れを、本会議とパラレルにして規定しております。

4条の1項目でございますが、委員会の場合は、委員会において参考人の出席を求めようとする場合は、委員間の協議を行い、委員長の発議によって出席を求めることを委員会に諮り、決定すると。本会議は議決で、委員会は決定となります。

2項は、本会議では議運になりますが、委員会では、そういった決定をしたときは、次の段階では、委員長は参考人から説明はどこで受けましょうかということ等について、委員会で協議して決定していただくこととなります。

裏面に参りまして3項でございます。

こちら参考人と候補者の方への通知ということで、本会議と同様の手続です。

通知を受けた方は、会議に出ていただけるかどうか、議会事務局に連絡していただくということです。

次に、5条では請願者の趣旨説明の取り扱いということで、ここはあくまで請願者の趣旨説明というのが請願者が申し出があった場合や、それから委員会としてこの請願については趣旨説明を受けたという場合に求めるものですが、参考人制度として行うために、便宜上参考人の招致の手続の申し合わせの中に入れていただいている形です。実際には前段の手続を、委員会の手続を読みかえて、対応できるようにさせていただいております。

次に、6条の参考人の発言、質疑等の部分は、実は会議規則や委員会条例で本会議、委員会それぞれの場合で、もう同じような規定がございますので、流れをはっきりさせるために規定してございます。

第7条として、参考人に対する費用弁償として、これも確認的にはありますが、申し合わせはその事務運用上使いやすさをちょっと優先して、条例の定めるところにより参考人には旅費を支給するということを決めました。

最後に、表でついてはありますが、こちらのほうは本会議と委員会で、この申し合わせの中で定めておる手続をずうっと流れにして示しておるものでございます。

3-2の修正案のほうなんですけれども、こちらのほうは前回提出して、修正案とさせていただいたことについては、この要綱を出した段階では別表という形で、それこそ簡単に参考人の出席を求め

ることにした場合にこの様式を使うという導きをしてあっただけですが、この申し合わせでこうした実務的なスキームは表を入れましたので、もう要綱上からは別表を削除させていただきたいという趣旨でございます。

申し合わせと要綱のすみ分けですが、実際にはこの要綱のほうを対外的には示すことになろうかと思えます。参考人として出席をしていただく方にどういう様式によってこちらが求めるかということを示す必要がありますので。それで、申し合わせのほうは、むしろ内部規定ということで、実務の流れに沿った形で規定してございます。

次に、請願者の趣旨説明のほうに移行したいと思います。

資料3-3と3-4でございます。

こちらのほうも、構成としての考え方は先ほどの要綱と申し合わせと同じですが、3-4の趣旨説明の内規も7月12日の検討部会で提出をさせていただいております。

こちらのほうは、先ほどの参考人のほうに比べると、少し具体的に請願者を呼ぶ場合の手続きが流れとして定まっておりますので、こちらに定める以外に、例えば前回の定例会で、実際に参考人の方に来ていただこうとした場合に、こういう手続きがあるよねという部分を申し合わせのほうでちょっと定めてございます。

3-3がその申し合わせなんですけれども、趣旨としては請願者の趣旨説明に関する内規に定めるほかに、請願者による趣旨説明について必要な事項を定めるものとして、第2条が趣旨説明の申し出ということで、議会事務局は請願の提出、これを前回の資料で行きますと議会の招集告示の前日午後4時までであった際に、請願に係る請願者に対し趣旨説明の意向を確認することとし、請願者は、趣旨説明を希望する場合、その日以降5日以内に趣旨説明申出書を議長に提出することとするというように定めました。

3条では、その申し出があった場合は、委員会を開催する必要がありますので、委員会における決定としまして、請願者による請願の趣旨説明の申し出があった場合は、当該請願の付託先の委員会の委員長は、当該定例会の質疑質問聞き取りの日の午後に委員会を開催し、趣旨説明の申し出の可否について諮り、決定することとするということで、ちょっと簡素ではあるんですが、この2項目を申し合わせで定める趣旨です。

考え方としては、先ほどの内規のほうは、やはり対外的に趣旨説明をしようとする人が見ていただくもので、表向きなものかと思えます。申し合わせのほうは、やはり委員会の段取り等のことがありますので、これは別途内部規定として持っておきたいという趣旨です。

修正案という形で内規のほうを調製させていただいておまして、こちらのほうは修正をした案の部分だけ表示しておりますが、例えば第2条の請願者みずからがというのは請願者本人と書いてあったのですが、ちょっとほかの申し合わせ等を整備する中で字句訂正を行ったところです。3条の委員会が趣旨説明の申し出を許可した者というような表現の部分は少し難解な表現になりまして、前回は、みずから提出した請願に関する趣旨説明のため書面による申し出をし、出席した者という、ちょっと長い文面になっておりましたので、調整をしました。

第4条の第2項の、当該申し出の可否というのは、前回は許否となっておったところですが、実際には許可だと思んですが、できるできないという表現でいいだろうということ。

それから、第5条の様式第2号を議長に提出というのは、第2号により、議長に依頼としておった

ところを字句訂正したところでございます。

内規の修正案の裏面に参りまして、第6条第6項、ここでは請願の趣旨説明をされる場合の具体的な流れが書いてあるのですが、第6項目で説明者という主語がちょっと欠落しておりましたので、それを補填しました。

最後に費用弁償を実はこの内規で書き示しておったところでございますが、先ほど申し合わせでちょっと規定を確認的に定めさせていただいたように、参考人の招致の要綱には費用弁償のことは全くうたっておりませんでした。考え方としては、条例が自動的に適用されるという考えに立っておったんですが、やはり同一の考えをとると、この参考人の制度の中の請願者の趣旨説明なので当然に同じであるということで、ここの内規ではもう費用弁償の項は削らせていただいて、そのかわりに先ほどの申し合わせに委任をする補足を入れさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 今説明いただいたことに関して、何か質問がありましたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今説明していただいた中には提出期限とかというのはないわけですけども、それについては、もういつでもいい、随時で、出てきたときにあわせて委員会を開いたり、議運を開いたりするという事なんでしょうか。

○副部会長（森 美和子君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 提出期限につきましては、今、請願者の趣旨説明の申し出のことと思うんですが、一応申し合わせのほうに、第2条ですけれども、請願の提出は招集告示の前日の午後4時までのときに、事務局から意向を確認させていただいて、希望する場合はその日以降5日以内に申出書を議長に提出という旨があります。

（発言する者あり）

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。ほかに。

会長。

○会長（前田耕一君） ちょっと確認したいんですが、3-1の申し合わせ事項の件ですが、第6条の5、参考人は代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができないと。あくまでも参考人として出るのは、例えば請願の場合、標題の中で請願者の代表の名前が入ってくるわな。その人以外は認めないという理解でええんか、それとも、例えば要は会長の名前で請願が出てくるな。実務をやっておるのは事務局長とか、あるいは理事長とかいう名前の場合、代表になる者の名前として上がっている人しかだめなのかどうかということ。

その下に、ただし、議会が特に許可した場合はこの限りでないとなっておるのやけれども、どういうことを想定できるかなあというのがちょっとわからないので。

○副部会長（森 美和子君） 事務局、説明できますか。

○議会事務局員（村主健太郎君） 請願者の趣旨説明の場合の、説明をする代表者の件でございます。

こちらのほうは、内規のほうに代表者1人、第6条で説明者は、代表者1人とするというふうの規定をしております。請願者ご本人が趣旨説明をしていただくのが望ましいとは思いますが、市によっては、本人でなくてもよしとしておる場合や、複数人も認めておる場合もありまして、こちらのほうはある程度請願の提出者、あるいは提出団体に判断はちょっと委ねるという趣旨で構成はしておりま

す。

○副部会長（森 美和子君） 会長。

○会長（前田耕一君） それが妥当やと思うんやけどさな、かちっと枠にはめると代表者が請願者になってくるわけやから、代表者しかだめというケースもあるわな。

その組織における、中心に活動している方やったら、それはそれで理解はできるんやけれども、その人がその団体の中心活動しておるかどうかということ判断する材料を議会として持ってへん場合があるわけやな。その場合の曖昧さというのはどうかなあというのは気にならんこともないんさ、はっきり言って。

○副部会長（森 美和子君） きょういきなり修正案が出てきていたので、皆さんこれを一回読んでいただいて、多分、疑問とかこういうことはどうなんやろうとかということが出てくると思うんです。

これはもう、今回ちょっときょうのきょうで多分判断ができないと思いますので、一度持って帰っていただいて読んでいただいて、次回にご意見をいただきたいと思います。

次に3番の、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。

これはちょっと新たにカルテを起こささせていただいた、きょう欠席の部会長が提案をされたことですが、事務局のほうに説明いたさせます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料4と4-1、4-2をごらんいただきたいと思います。

先ほど副部会長からありましたように、議長、常任委員会委員の任期、今、議長のほうは正副議長ともに申し合わせで1年、そして常任委員会委員については条例で任期1年というふうに定めております。

これについて、部会長のほうから、一度それぞれ任期について検討課題に挙げて議論をしてみようということで、もし、きょう皆様のほうでこの内容を見ていただいて、カルテ（案）でございますが、今後この検討部会でこれを検討課題として議論していくということであれば、これをカルテ45番として正式な検討課題に挙げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

お手元の4-1をまず見ていただきますと、これは全国議長会の資料でございます。

下段のほうの、議長の任期がございまして、26年12月末現在でございますが、5万人未満の市でございますと、任期1年が14.5%、任期2年が59.9%で、任期4年、これは自治法103条第2項によりまして議長及び副議長の任期は議員の任期によるとしておりますので、通常法定で4年となりますが、ですので申し合わせや慣例がないということになるわけなんです、それが22.5%と。

亀山の場合、5万から10万にも当てはまってきますので、これで見ますと、任期1年が29.2%、任期2年が50.9%、任期4年が14.2%ということで、圧倒的に全国的に見ても、亀山の人口規模ですと2年が多いということが、これをごらんいただいてわかると思います。

ちなみに三重県は、今、北勢5市は全て任期1年ということで、申し合わせにより、割と三重県は1年が多いように思います。お隣の津市さんは、最近任期2年でやられております。この北勢5市、今全部任期1年ですけれども、いなべと桑名のほうがその任期について検討に入っておるということもちょっと聞いてはおります。そういう状況でございます。

それと、4-2のほうで、この上のほうの資料ですけど、常任委員会の委員の任期、これは条例で定めておられるわけなんですけど、これを見ますと、これも常任委員を見ますと、5万人未満を見ますと、2年がもう76%ということで、圧倒的に2年であると。5万から10万で見ても68.5%ということで、やはり任期2年が圧倒的に多いというのが、これをごらんいただいとわかってと思います。

やはり、この正副議長の任期と常任委員会委員、これがすなわち正副委員長の任期にもなっていくわけなんですけど、やはりこの辺は連動していくのかなあということ、正副議長が2年であれば常任委員会のほうも2年というような形で考えていかなあかなあと思うわけなんですけど、この辺、任期について一度課題に上げて、この部会で検討してみようという部会長の提案ですので、もし、これでやっていこうというのであれば、検討課題45として上げさせていただくということになります。以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 今、説明していただいたみたいに、やっぱり議員数も22から18になって減ってきておりますし、この資料を見せていただいても、やっぱりそういう任期2年というのが圧倒的に多いということを考えると、カルテに一回起こして議論をしてみる必要はあるんじゃないかなあというふうな部会長ともお話もさせていただいていたんですけど、何かご意見ありましたら。

これはまだ案ですので、カルテに上げる上げないというのは皆さんでご検討いただいたらいいことなので。どうでしょうか。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 1点補足させてください。このカルテの原案の現状のところでも書いてございますけれども、この辺の議論の一つとして、常任委員会が今、任期1年で所管事務調査を行っておりますけれども、この辺がやはり今1年でやろうと思うと、結構かなりタイトなスケジュールで今やっておりますけれども、その辺も、この現状分析の中の一つの理由ということで上げさせていただいております。

○副部会長（森 美和子君） ご意見、どうですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 1つ質問なんですけど、今言われたように所管事務調査を行うとなると、今、視察のための予算というのが出ていますよね。そうしたときに、2年で1回の視察になるのか、1年に1回ずつ2回にするのか、2年分の予算でもって1回、今ここに書かれているように深く踏み込んだ調査をするために期間を延ばす、あるいは長距離に行くときに倍の予算を1回で使い切ってもいいのかとかという予算の使い方というのはどうなんでしょうか。

○副部会長（森 美和子君） 単年度予算やから、だめなんじゃないの。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 例えば今の委員会視察も、必ず所管事務調査のテーマに関するところも入れておりますが、そうでない、所管する内容の先進地も行っていただいているケースもございますので、2年間にわたって全てそのテーマに沿った視察に行くという方法もありますし、テーマ以外で所管する何か先進地を見に行くということもあると思いますので、予算的には毎年視察の予算はとっていく形にはなろうかと思っております。

○副部会長（森 美和子君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） これは上げてもらうて、検討する、土俵の上に載せるというレベルやと思

うんですけども、基本的にはそれを一遍上げてもんでみるのも一つの手かなとは思いますが。

○副部会長（森 美和子君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） それでは、カルテに上げることで決定してよろしいですか。

そうしたら、カルテに正式に上げさせていただきます。

じゃあ、次に移ります。

4番の、議決を要しない計画等への議会の意見反映について。

これは、検討課題14ですけど、この点について。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この検討課題については、一旦完了としておった検討課題でございます。

結論としては、各分野別計画については各委員会が中間、いわゆる骨子案を1回説明を受けて、必要があれば執行部に意見を出して、最終素案をまた聞いて、必要があれば意見を出すという形で決定をいただいたので、一旦カルテを終了したところでございます。

この9月、10月、各常任委員会のほうで各分野別計画の中間案を聞いていただいた委員会もあると思うんですが、出てきたそのときの資料が、お手元の資料をちょっと見ていただきたいんですが、5-1、これは前回の生涯学習計画をちょっと抜粋したコピーです。今回、この各分野別計画の骨子案ということで出てきた資料は、全てこの基本目標まででございます。基本目標という言い方がいいのか、何とかの柱とか、いろんな言い方があったかと思うんですけど、いわゆる基本目標という部分までしか資料が出てきませんでした。

これで説明を受けて、じゃあ委員会として意見をということになっても、なかなか意見が出しづらかったと思うんです。

イメージしておった骨子案というのは、普通ですと、計画の場合、基本目標があつて基本施策が出て、それで次に具体的な方策みたいなのが出てくる、こういうので本来、体系図みたいなこういうイメージを、骨子案ではここまで出てくるのかなというイメージを持っておりました。

最終素案になってきますと、この具体的な方策がより詳しくなってくるということで思っておったんですが、今回出てきた資料は全部この左側の基本目標までということで、ちょっとこの辺を一度、執行部のほうと骨子とは何かというところを一度きちっと整理をしないと、本当に基本目標に対してはなかなか意見が出ませんので、結構この間の意見を見ていますと、説明を受けて、こういったことを計画には記載してほしいというふうな、今後の計画に対しての要望みたいな部分がかなり意見として多かったんです。

ですので、ちょっとイメージが違ったかなあというところですので、皆様のご意見をお聞きして、骨子とはどの部分までを骨子というのかというあたりをこの部会で議論いただいて、一度執行部のほうに投げかけさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○副部会長（森 美和子君） 今回、教民のほうでかなりの数の計画が出てきて、もう2回そのことで協議会も開いたんですけど、私も教民の委員として、この基本目標の中で、もう本当にこの後についてくるものを想像しながら意見を述べなければならなかったということが非常に苦しくて、渡邊室長に相談しましたら、本来は基本施策とかその後ぐらまで出てくるべきものではないかというよう

な意見だったので、ちょっと1回、皆様のご意見を聞かせていただきながら、これは執行部としては基本目標でもう何か統一されているらしいんです。これから多分、産建もあるんですかね。そういうところでも、多分こうやって出てくるんだと思うんですけど、こんだけの狭い範囲でやれと、何か意見をくれといわれても非常に難しくて、中間案で意見を述べさせてもらいたいと、議会のほうからの意見を述べさせてもらいたいということが意見になっていかないんじゃないかなあというような形で思いましたので、ちょっと皆様のご意見を聞かせていただきたいなあと思います。

多分、当事者じゃないとわからないと思うんですけど。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） これ、今の段階では具体的にこの骨子案、パブリックコメントの段階で聞くということはもう決まっているわけですよ。それで、今言われたのが、その骨子案のところに出てきた内容が余りにも希薄だという話ですよ。

○副部会長（森 美和子君） この基本目標をもとに何をしていくんだらうということは想像の範囲でしかない。本当、ぺら1枚だったんですわ。そこが非常に苦しかったんです。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうすると、だから、今度は我々議会側として、ただ骨子案を見せてくれ、教えてくれ、そこで意見を言わせてくれと言うだけじゃなくて、その骨子案というのは、もうその具体的方策まで出てくるまで示してくれと。中間案としてはそこまで出てきた段階で意見を出してくれということを申し入れるということ、今、この場で決めるということですか。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会が求める中間案がどこまでのものかという部分を、ここで一度決めていただきたいと。

今、お手元の資料は、あくまでこれは体系図ですので、この具体的な、例えば方策の欄が項目だけしか入っておらんわけですけど、こういったことが、結局最終的に素案になってくると、もっと書き込みがもっと出てくる、ボリュームが出てくるわけなんですけれども、ある程度の各基本目標、基本施策、具体的な方策の項目だけでもわからないと、なかなか全体イメージがつかめないということで、その骨子案をどこまでとするのか、どの部分で議会が聞くのが一番いいのかというのを、ちょっと皆様のご意見をいただきたいということです。

○副部会長（森 美和子君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） これは、裏の部分までできて全部でき上がったというふうな感じですよ、これ。だから、せめて表の部分、裏の部分までは踏み込むか踏み込まんかぐらいで、どこをうちが示してほしいかという話ですよ。わかりました。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ですので、この具体的な方策の裏を見ますと、それぞれの項目ごとに具体的に、もう1つ細かく四角の印で出てくるわけですけど、ここまで来ると、当然これはもう最終段階ですので、せめてこの具体的な方策の項目ぐらいいまではないと、全体のイメージができないかなあという、これはこれまで実際に担当部からその説明を受けた皆様のご意見を聞いておるとそんな感じですので、一度ちょっとご意見をいただきたいと。

○副部会長（森 美和子君） 今回出てきた計画、新たな計画じゃなくて、期間が終わったので次の

ステップという形になるんですけど、その対比の図もなかったんですわ。それも出してくれということで、それは出してもらうようにしたんですけど、もう本当にここら辺ぐらいまでないと、この後が結局実行する個別計画がばあっと出てくるんだと思うんですけど、何をしようとしているのかということがちょっとつかみにくいというか。

ご意見、どうでしょう。

中崎委員、いかがですか。教民でちょっと感じていただいたと思うんですけど。

○部会員（中崎孝彦君） 僕も、今副部長が言われたけど、この基本目標だけで示されても全然わからんということで、それを聞いておると、答弁側としては基本施策とかというのが出てくるわけですな、言葉の中で。それで言葉の中で出てきて、また言葉の中で出てくるもので、それに対して質問すると、今度は具体的な方策はこういうふうだよというのが出てくるもので、やっぱり僕は、これを今見せてもらうたけど、この1枚目のぺらのA4の表部分、これはやっぱり中間案としてここまでは文字で示してもらわんと、やっぱり僕らも意見が言いにくい。わからんもので、全然。そう思います。

○副部長（森 美和子君） 今中崎委員がおっしゃったみたいに、聞けば出てくるんですわ。そういうことなんです。そうやから、やっぱりそこまでは示していただきたいなあと思いますけど。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） そうやって僕らが質問すると出てくるということは、もうそういうことの骨子のそういう基本施策とか、具体的な方策というのは、もう自分らである程度まとめておるという段階やもんで、やっぱりそこはきちっと出してもらって、文字で出してもらわんと、議論がちょっと深まらんのかなあというふうに思います。

○副部長（森 美和子君） どうですか。

豊田委員、いかがですか。

○部会員（豊田恵理君） 出すタイミングというか、確かに、そうですね、1枚ぺらではちょっと無理ですね。

○副部長（森 美和子君） 何でその中間案で議会の意見を反映させよう、出そうということになったかという、素案の段階で議会から意見を言っても、それは反映されていかないんですわ。だから、それよりもっと早い段階で意見を言うことによって、少しでもその計画の中に議会の意見を反映したいという思いの中で、2段階に分けて意見を言う機会を求めたということですので、そこから考えると、やっぱりきちっと、こういうぺらの表紙ぐらいは出していただかないと、何をしようとしているのかいうところまでこちらが想像の範囲でしかないの、議論が深まっていかないというか、議論にならないと思うんですけど、いかがでしょうか。

何かありますか。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） この最初の1枚ぺらですけど、方向性という意味で、例えばこういう方向で行きますという、議論する手前の段階で、自分たちの方向性をこうしますよという意味で報告という意味だったら、まだわかるんですけどね。

その計画をつくるために段階を踏むときに、議会としての意見を入れるのと、あとは行政のほうが出してくる一番最初の方向性という意味で報告として出してくるんなら意味はわかるんだけどなあという、私はイメージなんですけど。

(「いや、だから、それで足るか足らんかという」の声あり)

○部会員(豊田恵理君) そうですね。

だから、もし議論というか、もっと議会としての意見を出していくんでしたら、その次の段階でやるという意味で、これ1枚まず出すというならわかるんですけど、ここだけで、例えば議会からも意見を出してくださいと向こうが要求してくるんなら、それはちょっと厳しいかなあという。

○副部会長(森 美和子君) そうじゃなくて、こっちから要求したんです。

○部会員(豊田恵理君) そうですよ。

○副部会長(森 美和子君) 議会から、反映をしたいので、議会側から要求したんですよ。

その説明には、余りにも基本目標だけやったら意見の反映はできないんじゃないかということなんですけどね。

豊田委員。

○部会員(豊田恵理君) そうすると、やっぱり議会の求めるものと行政がこうかなあと思うものが、多分ギャップがあるんですよ、きっと。

○副部会長(森 美和子君) 渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) 豊田委員さんが言われるように、例えばこの計画の方向性を聞くということであれば、この基本目標の部分まででいいと思うんですわ。

議会としては、一応中間案を聞くというふうな言い方をしておりますので、中間案ということになると、やはり基本施策と具体的方策、この表面ぐらいの部分までは必要かなあということで、仮に現時点で、今やったら、まだこの基本目標しか出せやんのやということであれば、時期をおくらせて、具体的な方策が出せる時期まで待てば説明を受けられるというのやったら、おくらせればええだけのことで、やはりその最終素案に行くまでに、どの部分で聞くかというのはここで決めていただければいいかなあと思うんです。

○副部会長(森 美和子君) 西川委員。

○部会員(西川憲行君) この場でということであれば、先ほど言われたように、中崎委員も言われましたけど、具体的方策までは出してもらって、それで議論を深めるということで中間骨子案を出す。そして時期については、それが提出できる時期で向こうが持ってくればいいだけなので、その方向で、こちらからは申し入れていいのではないかと思います。

○副部会長(森 美和子君) どうでしょう。よろしいか。いいですか。

高島委員。

○部会員(高島 真君) 基本目標があれば、方策までは必ず持つておるとしますので、その辺のところ、目標だけじゃなくそこまで出してもろうて、まず考えるというか、妄想で話をしていかなあかんようになるので、方策まであれば何とか現実味のある話ができると思いますので、僕はこっちのこの案が十分いいと思います。

○副部会長(森 美和子君) そうしたら、具体的方策まで出していただけるような形で申し入れをしていく方向で決めたいと思います。

いいですかね。

(「はい」の声あり)

○副部会長(森 美和子君) じゃあ、次に5番の公開内容の検討について、検討課題43です。

室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） では、資料6のカルテをごらんいただきたいと思います。

これについては、もう既に、本来なら昨年決定した時点で、もうこれは完了しているカルテでございます。ちょっと今回、一旦は復活をさせたということでございます。

といいますのは、これは政務活動費の公開ということでございまして、亀山市議会では段階的にホームページで、一番最初は収支報告書、それからその次に会計帳簿、この27年度分をことしの5月から領収書まで公開をしたということで、基本政務活動費については全て情報公開対応ではなく、閲覧対応ということで進めてきたわけなんですけれども、政務活動費といいますと、当然、視察とか研修がございます。

今、それについて全て視察報告書、研修報告書をも合わせて提出をいただいておりますが、仮に、もし政務活動費で情報公開があった場合に、その収支報告、会計帳簿、領収書までは、今のルールで行きますと、もうこれはホームページで公開していますので、どうぞ見てくださいますということで閲覧対応になりますが、視察報告書や研修報告書については、今、ルールは決めておりませんので、この部分については情報公開対応になると。ちょっとややこしい、情報公開せなあかん部分と、そうじゃない部分が混在しておる形になりますので、この辺をもうきっちり整理をして、全て公開なら公開という形で、視察報告等についてもこの際決めていただければどうかと。

ただ、その公開の方法も、領収書と同じようにホームページで公開する方法もありますし、視察報告については例えば図書館で閲覧できますよというふうな、そういった公開もあろうかと思っておりますので、一度ちょっとその辺をご議論いただきたいなあというふうに思います。

そして、最終、全体の推進会議で確認をとるという形で行きたいと思っております。

○副部会長（森 美和子君） 今の説明に対しての意見はありますか。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 実際、ちょっと私も聞かれたことが最近ありまして、政務活動費のことでいろいろニュースとかで出ていることもあったもので。

意見交換会等、委員会でもやっていると思うんですけども、何かその関係で、いろいろそういう視察とかも行っているはずだけど、そういうのってどこで見られるんですかという質問を、つい本当に1週間前ぐらいに受けまして、実際私も見ましたら、そのテーマについての提言書はホームページで出ているんだけど、行政視察については何も出ていないなあというのが、私もちょっと気がつきまして、実際にそうやって見たいなあという方もいらっしゃるんだなあというのは思ったんですね。

だからって、全ての例えば会派とか個人とか行政視察とかの視察報告書を、じゃあ全部ホームページに載せるかという、ちょっとこれは今、皆さんで議論したほうがいいと思うんですけども、ただ、どういうふうな視察報告がどうしたら見られるかというのは、ホームページとかもちょっと私、見てみたんですけども、どこで見られますというのは何も説明がなかった気がするので、そういうのは載せたほうがいいのかなあというのは思いました。

○副部会長（森 美和子君） 所管事務調査の意見交換は載っていますよね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 所管事務調査とか、それに基づく視察、いわゆる常任委員会の行政視察につきましての報告書は、ホームページにも載せておりますし、議会だよりも載せております。

今、このカルテでいう報告は、あくまで会派の政務活動費で行く会派視察の報告と、会派で行く研修会の報告、この2点でございます。

○副部会長（森 美和子君） 政務活動費のをするかどうか。

どうです、意見。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 基本的に、こっちからこうやってして、先に行くというのも必要かとも思いますが、まず図書館閲覧にしておいて、それで問題があるのならば、ホームページで対応していくと。一遍に百まで行ってしまうと、その辺はどうなのかなあと僕は思うところがあるので、まず、閲覧をできるような状態にして、ホームページというのも1つのツールでしかないと思いますので。

これはちょっと室長に聞きたいんですけど、閲覧をすれば情報公開の対象にはなっていないということですよ。

○議事調査室長（渡邊靖文君） はい。

○部会員（高島 真君） それで閲覧で、まず、いいと思います。

○副部会長（森 美和子君） ほかに。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今、三重県内で、ホームページで領収証まで公開をしておるのは、27年度分からということで、鳥羽市と亀山市だけでございますが、同時に今公開を開始したと。

鳥羽市さんにつきましては、その視察の報告もpdfにして、実際ホームページで全部添付しておりました。

うちはそこまではしていなかったということで、実際に情報公開請求になる部分がちょっと今回まだ残っておったということで、その辺をちょっと精査したいということでございます。

○副部会長（森 美和子君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） もう、まさに情報公開してしまえばいいんじゃないですかね。

何もやましいこともなく、我々はこれだけ活動していますよというのを示すためにも、ホームページで誰でも見られますというスタンスは、僕はもうこれからの時代、先取りしていくべきだと思います。

○副部会長（森 美和子君） 会議の途中ですが、10分間休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

○副部会長（森 美和子君） 委員会を再開します。

今のその公開内容の検討についてですけど、議会図書室で閲覧という意見と、もうホームページに全て載せるという意見とありました。

一つ言えるのは、視察へ行くとかかなり多くの資料をいただきます。それを、資料を全部公開というか、ホームページへアップするというのは、非常に事務局の作業としても大変になってきますので、それは議会図書室で閲覧をしていただくということが一つ。

それと、視察内容、視察報告と資料というのは、基本的には一体的なものですので、今、1つずつご意見はいただきましたけど、当面は議会図書室で閲覧をしていただくということで決めさせていた

だき、視察内容もそれぞれの議員がそれぞれの書き方で書いておりますので、それも一定程度こういうことだけはルールづくりみたいなものも整理をさせていただいて、それがきちっとそろえば公開と、次の段階に行けるかと思っておりますので、今回は図書室での閲覧ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○副部会長（森 美和子君） いいですか。

済みません、じゃあ、それで決定させていただきます。

じゃあ、次の議会改革白書2016について、事務局から報告をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今度、10月21日に全協が終わりましたら推進会議に切りかえて、年1回、定例の10月の推進会議を開催させていただきます。

そのときに、議会改革白書2016を今作成中でございますけれども、そこに載せるこの1年間の決定事項をお手元に各会議別で配付をさせていただいておりますので、これはもう各委員会等で決定したことばかりですので、一度、これは時間がかかりますので、後ほどご一読いただきたいと。それを今度、推進会議で説明させていただく形になります。

それから、もう1つが、課題のスケジュールの一覧表をつけてございますが、これにつきましても当然スケジュール、毎回必要があれば更新をしておりますので、最新のスケジュールを今度推進会議で出させていただきます。

それからもう1点は、この7-2で、議会活動調査ということで、各委員会や会議、それから各会派の視察、研修、そういったものを全部、議員さんが年間どれぐらい活動しているのかというのを毎年、最近では調査して表にしております。一番最初、19年、当然、議会基本条例制定前が、年間、大体140日ほどというのを一応上げておりますが、それ以後24年から毎年カウントをしていきますと、27年度は233ということで、140が233ということで約100日ふえておると。この辺のカウント枠の会派の視察や研修、この辺まで入れてきておりますのであれなんですけど、この会議等を純粋に会議と見ていただいても、かなりふえてきておるとというのが、これを見ていただければわかるかということで、参考にこれもカルテに入れております。以上です。

○副部会長（森 美和子君） もう、これは一読していただいて、また最終的な報告になってきますので、読んでおいてください。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） もう1つ。

今までは、この差しかえを分厚いペーパー版で、かなり厚くなっておりましたですけれども、もうタブレットが入っておりますので、タブレットの中に入れさせていただくと。ですので、あえて議員さんの差しかえはもう行いません。正規のもの1冊は図書室には置かせていただきますので、ペーパーベースということであれば、それを見ていただくようお願いをしたいと、そういう提案を今度推進会議でさせていただこうと思っております。

○副部会長（森 美和子君） 皆さん、お手元に個別にいただいているやつは、もう差しかえをしないということですので、よろしくお願いたします。

会長。

○会長（前田耕一君） 活動日数が出ているけれども、議長は何するんやと言われるのが多いんや、結構。毎日毎日出勤して。忙しいよ、結構あるよと言うんやけどさな、その辺もある程度は委員長、あるいは副委員長とかの、あるいは監査もそうやわなあ。一応議員として出ておる分については、ある程度のことを数字で上げるということは、やっぱり困難かなあ。

これは別やという別物か。

○副部会長（森 美和子君） 監査は別物になるような気もするけど。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ただ、まあ正副議長は常にこれらの会議には、基本出席を、まずしていただいております。それプラスアルファ、地域へ行っていただいたりとか、いろいろあるわけなんですけれども、その議長、副議長の活動をつくりますか。

○副部会長（森 美和子君） 会長。

○会長（前田耕一君） 表に出す出さんは別として、ある程度は今後出していくのも一つ必要じゃないかなあという感じはしないこともないんやけどな。

○副部会長（森 美和子君） 考えさせてください。

次に進みます。

じゃあ、7のタブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について、説明をお願いします。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料8をごらんください。

これはタブレット端末に1つソフトを入れたいということで、福沢議員のほうから申請が出ました。現在、このタブレットの要綱によりまして、一応こういうソフトを入れたいという場合は申請していただいて、この検討部会で諮っていただくという形になってございます。

ソフト名がパーソナル編集長、必要とする理由が会派広報作成のためということで、編集ソフトで、次にちょっと簡単な、ホームページで印刷したものをつけてございますが、こういった会派報なんかちょっと編集ができるというふうなソフトでございます。これをこのタブレットに入れたいということなんですけど、この辺の許可を一度ここで諮っていただくという形になります。

○副部会長（森 美和子君） いかがですか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） これ無料やね。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 自分でそれを入れるという。

福沢委員さんはこのソフトを持ってきて、それをこのタブレットに入れたいという。

もともとあるやつですので、お金はかからないということですね。

もとは有料で買われておるやつをここへ入れたいという。

○副部会長（森 美和子君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） こういうソフトを申請した場合って、その申請者に対してここの会議で許可をして。

そうすると許可が出た場合というのは、ほかの方も別に、今回はこのパーソナル編集長かな……。

それぞれが提出するのか、それとも、1個これが認められた場合はその……。

○副部会長（森 美和子君） アプリに対してオーケーなのか、個人に対してオーケーなのかということですね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 一応これは、何でもかんでもソフトを入れられるとちょっと困りますので、一応どういうソフトを入れたいかという申請をここで出させていただきます。

ただ、一度許可がおりたソフトは、これはもうタブレットに入れてもいいということになりますので、ただ、これをもしほかの方が今後入れるということになれば、入れていただくのは構いませんが、一応事務局には、同じこの前許可が出たやつを入れますというのは言っていたと思います。

○副部会長（森 美和子君） 事務局申請は要ということですね。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それはもう口頭で結構です。

○副部会長（森 美和子君） これ、許可はどうでしょうか。

よろしいですか。

（「あかんという理由がない」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） じゃあ、許可するということで決定させていただきました。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） さっきの議会活動調査の件なんですけど、戻って済みません、これは4月から3月で縮めてありますけど、うちの議会の特性で、11月から10月というのが委員会とかの活動期間になりますやんか。そうやで、年度とか何年というのとはちょっとずれますけど、議会の活動としておっても、総務委員会とか教育民生委員会とか出てきたときに、やっぱりそれを年度年度で行くと、2つの委員会がまたがることになるんで、これは縮めるときに11月、10月にしたほうがいいんじゃないかなあという意見なんですけど。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） その会議も、当然本会議なんかは暦年ですし、全協とかそういったのは年度単位の会議です。ですので、これはこの調査を一番最初につくったのが、24年度につくったときなんですけど、これをつくるときに、当時の部会長と一応話をして年度で行こうということで、ちょっといろいろ整理をしてきております。

当然、委員会は11月に交代しますので、ただ、それぞれの委員会でカウントしていくということになりますので、こういう結果になっています。

（発言する者あり）

○議事調査室長（渡邊靖文君） 誤差は出ないと思います、その年度としての誤差は。

○副部会長（森 美和子君） 個人の誤差。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 委員会としての誤差ね。同じ総務委員会であっても、26年の11月からの総務委員会と、27年の11月からの総務委員会では人も委員長も違うわけやで、その中で会議の回数を一緒にカウントされると、同じ委員会であっても、ちょっと違うんじゃないのかなあ。

だから、11月以降の開催は多いけど、11月までの開催は少ないよというのが出たときにどうかなあと思うだけで。半年間のね。

○副部会長（森 美和子君） でも、これは個人でカウントしているという形ではなくて、議会がど

んなふう動いているかということで、多分最初の部会長が決定されたんだと思うので。

○議事調査室長（渡邊靖文君） あくまで会議の開催回数ということで。

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。

次に、8の情報化についての意見交換を行いたいと思います。

きょうは企画総務部長以下3名の方に入っていておりましたが、議会としてタブレット端末を活用してきておりますが、執行部のほうが全くこの方向性が見えないので、タブレットが。議会の中でペーパーレスを議論したとしても、これは執行部としてもやっぱりペーパーレスに向かって動いてもらいたいという、足並みをそろえていくというところがどうなっていくのかというような疑問から、執行部のほうがどんな考え方でいるのかということ一度お聞きしたほうがいいんじゃないかということできょうは集まっていただきましたので、その点について、報告できることをお願いしたいと思います。

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君） それでは、現在の私どもの情報化、特にタブレット等の導入についての検討状況について、ご説明をさせていただきます。

私どもも、議会が全員にタブレットを導入したそのタイミングで、同じように市行政としても独自の検討を行ってまいりました。その中で、私どもとしては、まずこれを導入することについてのメリットとデメリットをまず整理をさせていただいたところございまして、まずメリットといたしましては、やはり会議資料の削減ができるとか、関係文書の集約、保存、検索が容易にできる。あと、私どもの庁舎が狭隘なこともありまして、文書の保管スペースが確保できる。こういったことが大きなメリットではなかろうかというふうに認識をしております。

一方で、デメリットといたしましては、やはりこれは法制上、まずは議会資料につきましてはまず原本という形で、文書で確保しておくということが大前提になっておりますもので、全ての議会関係資料を全部電子化するというについては、まず法的な整備として整っていないということでございまして、まず原本の確保ということが一つ前提になるということでございます。

また、2点目としましては、やはりICTを整備するには財政的な問題もあり、財政負担がふえるといったデメリットもあろうかと思っております。

それと、これはよく他市でも言われていますが、予算書とか決算書のような冊子のようなものについては、なかなかそぐわないのではないかということも指摘をされておまして、どちらにしても今副部会長が申されましたように、議会単独で入れるとか、市行政単独で入れても、やはりメリットは少ないのではないかということを感じておまして、市・議会が同時に入れていくということが最もメリットを生かせる方法ではないかというふうに認識をしております。

あと、この県内の14市の状況についても、私ども、ちょっと調査をしておまして、これについてもご報告をさせていただきます。

まず、県内14市中、議会がタブレットを入れておりますのは、亀山市も含めて6市でございます。この6市の中で、紙媒体と併用してやっておる、亀山市が行っておる手法というのが3市でございます。残りの3市は原則電子媒体ということで、ちなみに亀山市と同様のやり方をやっておりますのが、四日市、伊賀、亀山で、原則電子媒体による対応というのが、名張、鳥羽、尾鷲の3市ずつということでございます。

一方で、この6市の中で執行部がタブレットを導入しておるのは尾鷲市のみです。ということですので、今14市の中で議会と市行政がタブレットで情報交換等を行っておるといのは尾鷲市のみということになっております。

これは、あと、補足でございますが、残りの、尾鷲市以外のところの市についても、本会議、委員会等でパソコンの持ち込みというのが認められておるそうです。ただ、現実的にはパソコンを持ち込むような職員というのは今のところ存在しないというふうなところでございます。

私どもといたしましては、こういった結果を踏まえまして、まず1点考えられますのは、私どもは全職員に対して1人1台パソコンを配付しておりますもので、例えば幹部職員だけ1人1台パソコンプラスタブレットという、そういったことは考えられないのではないかとこのように思っております。もしも導入するのであれば、1人1台パソコンにかわるものとして、例えばタブレットでありますとか、例えばもう少し小型の持ち運びが可能なパソコンが、幹部職員のみはそういうふうな対応が可能ではないかなあというふうに考えております。

ただ、これも1人1台パソコンは、大体原則7年ぐらい利用させていただいておるところで、どうしてももうサポート期間が切れて、もう、どうしようもないという状況でパソコンの買い換えを行ってきておるとい過去の状況もございまして、7年が経過して、なおかつサポートも切れるという状況ですと、平成29年度が終了して、今使っているパソコンが7年が経過して、サポート期間も切れるというようなことでございますもので、平成30年度には基本的には職員のパソコンを買い換えを行わせていただきたいなあというふうに今のところ考えておるところでございまして、そのタイミングで市がタブレット等を導入するのであれば、幹部職員のみタブレットでありますとか、小型用のパソコン、これですと77台がそれに置きかわるといような試算もしておるところでございまして、ハード的な経費はほとんど変わりはないというふうに認識をしておりますもので、これを入れることによつてのハード的な経費については問題はないかと思っておりますが、例えば議会にはLANケーブル等は引いていない状況もございまして、例えば委員会室であればケーブルを引いて、例えば私どもが持ち込んだタブレットにケーブルをつなげば、情報の共有というのはWi-Fiの環境が設定されていなくても対応できるというふうに考えておりますが、本会議場はケーブルが行き渡っておりませんことから、もし本会議場に導入するということであれば、本会議場のケーブル敷設といった工事は必要になってくるのではないかと。

おおよそですけれども、本会議場にそのケーブル敷設ということになれば100万前後ぐらいのインシヤルコストは必要になってくるのではないかとこのように試算をしておるところでございまして。

ですもので、今、副部長からご指摘ありました検討を踏まえて、もし可能であれば平成30年度に幹部職員のパソコンを置きかえるときにそういったこともできるのではないかと。

今、そういった段階でございまして。以上でございます。

○副部長（森 美和子君） 今の説明に対して、何か質問はありますか。

西川委員。

○部員（西川憲行君） 議場でLANケーブルは必要なんですか。

○副部長（森 美和子君） 山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君） 議会でLANケーブルがもしなければ、ハードにだけ入れ込んでおくということは可能かと思っておりますが、例えば議会資料のようなものを共有するのであれば、LANケ

ケーブルは必要になるというふうに思っております。

○副会長（森 美和子君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） いや、その議場でリアルタイムで情報共有はしないでしょう。もともと入っておる資料を入れておけば、全員同じものを見られるんじゃないですか。

○副会長（森 美和子君） 山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君） 例えば当日配付される資料でありますとか、私どもの考えておるのは、例えばこういう事項書であったりしても、当日私どもが議場へ入るときに配っていただいておりますが、そういったものからペーパーレスといいますか、縮減化が可能やというふうに思いますもので、そういった当日資料対応するためにもケーブルはあったほうがいいのではないかと、そんな認識をしておるところでございます。

○副会長（森 美和子君） ほかに。

（発言する者なし）

○副会長（森 美和子君） よろしいか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 先ほど説明いただいたのは、LANケーブル引いてあれやと言って、次は買い換えは平成30年とか、その辺のレベルということは、だけど、それについてこのことも盛り込んで30年に向けて考えていかないと、今からどういうふうに転んでいくかわかりませんので、基本的に全国的にそういう動きになってくるのか、ああ、これはやってみてあかんよねって元に戻ってくるのか、その辺を見きわめながらいつも土俵に入れて、もんでいってもらわな困るなあと思っております。

○副会長（森 美和子君） 山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君） 確かに、今導入することについて大きなコスト的なものについては余りかからないのかなあというのが正直なところでございますが、私どもの今1人1台パソコンをもう少しコンパクトにして、持ち運び可能なものにして、100万前後ですけど、ケーブルを引けるような環境であれば、議員各位と同じ環境を持てるということですので、コスト面についてはそんなに議論は必要ないと思いますが、今、本当に議論しなくてはいけないのは、本当にそれを例えば議場に持ち込んで、例えば本当にそれが理事者側にとってそれを検索しておる、それでそれに対して答弁をするのにそういうことが必要なかということだと思います。

それと、これは少し各市の状況を聞いたときに、市民の方から出た意見ということで、例えば各議員さんが理事者にいろんな質問をされているときに、慌ててパソコンをこう検索して何か調べておるような格好というのが、それが例えば議案質疑でそういうことが行われておるときに、そういうことによって本当に議会とその理事者の関係として、それは本当にいいんだろうかというようなことを疑問視されるような意見もございまして、やはり情報の共有と紙の削減ということだけに捕らまえておくということはいいかと思うんですけれども、結構汎用性があるもので、いろいろ使い方によっては変な誤解を招くようなこともあるかもわかりませんもので、そういったこともきっちりいろんなことを整理した上で、導入するなら導入していきたいという考え方でございます。

○副会長（森 美和子君） 部長がおっしゃっているのはよくわかりますけど、ここで検索するか、ドタバタと奥から出てきて紙を持ってうろうろするのか、それも不細工な話なので、手元で検索がで

きて、それに答えがぱっと出るのであれば、逆にうろうろするみっともない姿を見せるということにはつながらないような気がしますので、いろいろと庁内でも議論していただいて、やっていただくということですね。

まず、その資料を開いてくださいというのも、何かしゅっと押せば一斉に同期させることもできる。そちら側が何ページ開いてくださいというのをピッとすれば、みんなが開いてもらえるというのもあるので、こう、ばさばさっとやらないでも。

いろんな、デメリットだけじゃなくてメリットもあると思いますので。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 予算書で何ページをお開きくださいとこれが出てきたんやけど、ページ数とこれとが合うていないもんで、全然使い物にならへん。

○副部長（森 美和子君） 予算書、決算書をつけていただいていますけど、ホームページに、あれは直すことはできませんの。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） ホームページ上にアップしてある予算書は、これでめくっていくと白紙のページも1ページに入るの。だからページ数、何ページをお開きくださいと、200ページと言っても、こっちのタブレット上では210ページになっていたりする、そのずれのことです。

○副部長（森 美和子君） 右と左を見てきちっと1枚の紙なのに、右と左がこうしないと出てこないじゃないですか。

電子ブック版にやっていただくことは可能なんですか。

笠井室長。

○総務法制室長（笠井武洋君） 今はデータとして、資料としてしおりをつけさせていただいて、できる限り見やすいような状況にはさせてもらっているんですけども、その作業をするのに一手間かけなければなりませんし、ボリュームもかなりのものになりますので、時間的なものもございますし、あと、その専用の恐らくソフトが要るのではないのかなあと思われますので……。

○副部長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 各種計画は全部ホームページに上がっていますので、それは財務の室長のほうに話をしたら、一度検討するということでした、ホームページ上に上げるやつは。ふだんの上げるやつはちょっと別にして、ホームページに上げる予算書や決算書については、一度検討するというふうに言っていました。

○副部長（森 美和子君） ホームページのほうね。よろしいか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） pdfで何ページと言うて打ち込むと、全然違うのが出てきたりとか。そのpdfのページと実際の本のページでは全然、二、三十ページ、最後にはずれてきておるといふ。この間、ずうっとこれで説明をいただいておりますときに、僕、追ったんですけども、だから、これは使い物にならんかあと正直思った。予算書とか、あんなんではあかんかあと思いました。

○副部長（森 美和子君） ページ数が書いてないところまでが入ってくるからね。

あと、よろしいか。

それでは、理事者側の意見もいろいろと聞かせていただきましたので、30年に期待したいなあ

思いまして、ここで閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

じゃあ、最後のその他に移ります。

西川委員。

○副部長（森 美和子君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 済みません、この間9月定例会の委員長報告を見ておられた方から、何で委員長がせんのやという話をされて、こうこうこういう理由で副委員長がするのが9月定例会の慣例なんですわと言ったら、そうしたら、委員長が所用でいないというような言い方をせずに、普通に副委員長がしますとか、慣例により副委員長にさせますとかという言い方ができやんのかと言われました。

それで、テレビを見ておったときに物すごく違和感があって、委員長が本当に欠席ならともかく、すぐ戻ってきておるやないかということで、言い方の問題なんですけれども、そこはおかしいということをおっしゃったので、検討していただけないかなあとということで、ちょっとその他で上げさせていただきます。

○副部長（森 美和子君） 一度、議運のほうに投げかけたいと思います。

あと、この検討部会の任期は2年ですので、基本的に今回で終了ですので、また臨時会後に開催をして、正副部会長の互選がありますので。

2年間、このメンバーで検討部会で検討させていただきました。

貴重な意見を皆さんからたくさんいただいて、いろいろ前向きに改善もさせていただいたと思っております。本当にありがとうございました。

お疲れさまでした。

以上で終わらせていただきます。

午前11時54分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 10 月 12 日

議会改革推進会議副部長 森 美和子